

相続の方法と手続き等

1. 3種類の相続の方法

- 単純承認** 基本的な相続の方法です。
被相続人の財産（借入金等のマイナスの債務を含む。）を無条件・無制限に承継します。自己のために相続があったことを知った時から3か月以内に相続放棄・限定承認の手続きをとらなかったとき、相続人が相続財産の全部又は一部を処分したときは単純承認がなされたものとみなされます。
- 相続放棄** 財産（借入金等のマイナスの債務を含む。）を**一切承継しない**ことを選択する方法です。この場合には最初から相続人でなかったものとみなされます。
- 限定承認** 被相続人の財産・債務を承継するものの、**債務は相続した財産の範囲内でのみ承継する**相続の方法です。

2. 相続放棄・限定承認の手続き等

- 相続放棄** 『自己のために相続があったことを知った時から3か月以内』に家庭裁判所に『相続放棄申述書』を提出する方法により行います。
各相続人が単独でできる手続きです。

<相続放棄による効果>

- ・相続分の変更……同順位の相続人がいる場合は、その相続放棄した相続人の持分が同順位の相続放棄をしなかった相続人に移動します。
 - ・相続順位の変更……単独相続人又は同順位の共同相続人の全員が相続放棄した場合は、次順位の人が相続人になります。
(第1順位・子などの直系卑属、第2順位・親などの直系尊属、第3順位・兄弟姉妹)
- 相続放棄をしても代襲原因にならないので、代襲相続はされません。

- 限定承認** 『自己のために相続があったことを知った時から3か月以内』に財産目録を作成し、家庭裁判所に『限定承認申述書』を提出する。
相続人全員による手続きが必要です。

<限定承認の場合の税法上の取扱い>

限定承認では、被相続人から相続人に対して相続開始日において時価で譲渡があったものとみなされて**所得税（譲渡所得）が課税**されます。これは、被相続人に対して相続開始日においてすべての財産を時価で譲渡があったものとみなして、その“含み益”に対して所得税が課税されるものです。なお、“含み益”がない財産には課税されません。この『みなし譲渡所得』は被相続人の準確定申告をもって申告・納税をします。ただし、限定承認による所得税は被相続人に係る債務になる為、被相続人から承継する相続財産の範囲内での納付になります。

(担当：伊藤 正美)